

### 主な記事

- 不動産小口化商品スキームの実例示す 2面
- 自民税調が議論スタート 2面
- 雑損控除順の入替えを議論 3面
- 中小企業経営強化税制Q&Aを更新 4面

12月22日 東京会場とオンラインで開催

## 令和8年度税制改正勉強会

(オンライン型はアーカイブ配信あり)

令和8年度税制改正大綱について、自民党税制調査会や各部会での議論などを基に、最新情報を提供し、改正項目の詳細について解説いたします。本セミナーは、東京で開催する会場型とオンライン型のどちらかを選択することができます。なお、オンライン型はアーカイブ配信を視聴することができますが、会場型はアーカイブ配信を視聴することができません。

日時 2025年12月22日(月)13:00~16:30

受講方法 【会場型】

アルカディア市ヶ谷

住所：東京都千代田区九段北4-2-25

交通：JR中央線(各駅停車)市ヶ谷駅から徒歩2分

東京メトロ有楽町線・南北線・都営新宿線市ヶ谷駅(A1-1)出口から徒歩2分

【オンライン型】

ライブ配信と後日提供するアーカイブ配信の両方を視聴できます。

(アーカイブ配信期間)

2025年12月26日~2026年1月16日

講師

税理士・中村 慈美氏

(なかむら・よしみ)

税理士・松岡 章夫氏

(まつおか・あきお)

税理士・秋山 友宏氏

(あきやま・ともひろ)

税理士・渡邊 正則氏

(わたなべ・まさのり)

受講料

1名につき15,000円

(税込・テキスト代を含む)

※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格12,000円(税込)となります。

テキスト

レジュメ

申込方法

大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。



# 今年4月1日以後に遡って適用

### 自動車等で通勤している人の通勤手当の1か月当たりの非課税限度額

通勤距離(片道)	改正前	改正後
2km未満	全額課税	変更なし
2km以上10km未満	4200円	変更なし
10km以上15km未満	7100円	7300円
15km以上25km未満	1万2900円	1万3500円
25km以上35km未満	1万8700円	1万9700円
35km以上45km未満	2万4400円	2万5900円
45km以上55km未満	2万8000円	3万2300円
55km以上	3万1600円	3万8700円

今回の改正前後の非課税限度額は表のとおり。前回、自動車等で通勤している人の通勤手当の1か月当たりの非課税限度額は平成26年だったので、11年ぶりの引上げとなる。

改正後の非課税限度額を適用した場合、7年分の年末調整の際に精算する。年の中途に退職した人など年末調整で精算する機会がない人は確定申告で精算することになる。

年末調整での精算の具体的な手続は、(ア)すでに改正前の非課税限度額を適用して所得税等の源泉徴収をした

(課税された)通勤手当のうち、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額を計算、(イ)7年分給与所得に対する源泉徴収簿の余白に「非課税となる通勤手当」と表示し、(ア)の計算根拠および今回の改正で新たに非課税となった部分の金額を記入、(ウ)源泉徴収簿の「年末調整」欄の「給料・手当等」欄の「給料・手当等」欄の「総支給金額の計」欄の金額から(イ)の新たな金額を差し引いた後の金額を記入、(エ)以上に、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額が7年分の給与総額から一括して差し引かれ、その差引後の給与の総額をもとに年末調整を行う」といった流れとなる。

同様に源泉徴収簿の記載例も公表している。

また、給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入する。退職者などにす

12月1日号では、令和7年度第59回中学生の「税」についての作文入選作を掲載する予定です。

このほか、非課税限度額引上げに関するQ&Aでは、改正前の非課税限度額の範囲内で通勤手当を支給しているが、改正を踏まえ、今年4月1日に遡り改正後の非課税限度額と

の差額を通勤手当の追加支給として支払う場合、年末調整で精算が必要かとの問いに、支給済みの通勤手当と追加支給される通勤手当との合計額が改正後の非課税限度額内であれば、金額が非課税となるので特段の手続は不要との回答が示されている。

自動車等で通勤している人に係る通勤手当の所得税の非課税限度額引上げを盛り込んだ所得税法施行令の一部を改正する政令が14日に閣議決定され、19日に公布、20日に施行された。令和7年人事院勧告を受けたもので、今年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について遡

### 過納税額は7年分の年末調整で精算

今回の改正前後の非課税限度額は表のとおり。前回、自動車等で通勤している人の通勤手当の1か月当たりの非課税限度額は平成26年だったので、11年ぶりの引上げとなる。

改正後の非課税限度額を適用した場合、7年分の年末調整の際に精算する。年の中途に退職した人など年末調整で精算する機会がない人は確定申告で精算することになる。

年末調整での精算の具体的な手続は、(ア)すでに改正前の非課税限度額を適用して所得税等の源泉徴収をした

(課税された)通勤手当のうち、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額を計算、(イ)7年分給与所得に対する源泉徴収簿の余白に「非課税となる通勤手当」と表示し、(ア)の計算根拠および今回の改正で新たに非課税となった部分の金額を記入、(ウ)源泉徴収簿の「年末調整」欄の「給料・手当等」欄の「給料・手当等」欄の「総支給金額の計」欄の金額から(イ)の新たな金額を差し引いた後の金額を記入、(エ)以上に、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額が7年分の給与総額から一括して差し引かれ、その差引後の給与の総額をもとに年末調整を行う」といった流れとなる。

同様に源泉徴収簿の記載例も公表している。

また、給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入する。退職者などにす

12月1日号では、令和7年度第59回中学生の「税」についての作文入選作を掲載する予定です。

このほか、非課税限度額引上げに関するQ&Aでは、改正前の非課税限度額の範囲内で通勤手当を支給しているが、改正を踏まえ、今年4月1日に遡り改正後の非課税限度額と

の差額を通勤手当の追加支給として支払う場合、年末調整で精算が必要かとの問いに、支給済みの通勤手当と追加支給される通勤手当との合計額が改正後の非課税限度額内であれば、金額が非課税となるので特段の手続は不要との回答が示されている。

読みたい記事がすぐに見つかる

## 税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyo.or.jp>

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局  
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号  
TEL 03(3829)4141(代)  
FAX 03(3829)4001  
URL <https://www.zaikyo.or.jp>

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

百武寛泰 編

## 令和7年版 図解 所得税

令和7年度税制改正における特定親族特別控除については特定親族の範囲、控除額、手続等を収録したほか、物価高を踏まえた給与所得控除、基礎控除の改正を織り込んだほか、物価高を踏まえた給与の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置、賃上げ税制の抜本改正といった令和6年度改正のうちに令和7年度適用開始分についても新たに解説。所得税に関する基本的事項を図表やフローチャートを用いて体系的に解説。

佐藤和助 著

▼A5判・390頁・定価1980円(税込)

令和8年 確定申告の留意点をチェックポイントで確認

3月 所得税 確定申告ハンドブック

所得税確定申告での主な留意点を「チェックポイント」として掲げ、実務上の疑問を簡潔に確認できるハンドブック。各項目をインデックス的に、チェックしたい項目を解説ポイントで確認できる構成となっている。それぞれの項目の解説には、関連する事柄や、根拠条文等も明記。また、多くの図表・フローチャートを用いて、視覚的に体系的に確定申告実務をサポートする。

松岡章夫・秋山友宏・山下章夫・笹原真司 共著

▼A5判・530頁・定価2530円(税込)

令和7年 所得税 個人住民税ガイドブック

個人の所得に対する所得税・住民税・事業税を、同じ所得区分、項目ごとにまとめて記載、解説し、国税と地方税を一体で理解できるように編集。解説には所得税法、地方税法等の根拠法令を引用し、各種税額表等も収録。巻末に索引を設け、便利に使えるハンドブック。今版は、物価上昇局面における税負担の調整等への対応による改正、エンジェル税制における再投資期間の延長など、令和7年度税制改正の内容を反映。

布施麻記子・永井強 共著

▼A5判・180頁・定価1760円(税込)

令和7年版 上場株式・公社債・投資信託と確定申告

資産形成において、運用に関する知識・情報とともに必要なのが税金の知識。投資できる期間も非課税となる期間も無期限である「新NISA(恒久型)」が令和6年からスタートし、開設口座数も買付け金額も増加中。一方、従来開設した「旧NISA」についてもNISA等の非課税期間満了時の対応や、特定口座での上場株式・投資信託等の運用には引き続き税金の知識は不可欠。税金だけでなく社会保険料への影響についても解説。

稲葉威雄・鳥飼重和・中田ちず子 監修

▼A5判・620頁・定価4620円(税込)

五訂版 公益法人・一般法人のQ&A

「運営・会計・税務」

公益法人・一般法人の運営・会計・税務について、2025年4月施行の改正公益法人制度及び新会計基準に完全対応した決定版。実務に即した公益法人制度と会計・税務を231問のQ&Aにより具体的に解説。前版(2021年11月刊)以降の改正内容を織り込み、実例を取り上げて法律と実務との狭間の問題についても詳解。今回の改訂では、令和7年度税制改正までを織り込み、新会計基準に基づき構成と内容を整理・再編成して詳解。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい

TEL 03(3829)4141(代) FAX 03(3829)4001

大蔵財務協会ウェブサイト

<https://www.zaikyo.or.jp>

大蔵財務協会 オフィシャルサイト

大蔵財務協会

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号

TEL 03(3829)4141(代) FAX 03(3829)4001

大蔵財務協会 オフィシャルサイト

<https://www.zaikyo.or.jp>

不動産小口化商品の贈与事例

贈与者(注1)		受贈者(注1)		物件所在地	年分	財産の価額等		贈与税額等	
住所	年齢	続柄	年齢			①取得価額	②通達評価額	③現金で贈与をした場合の税額	④贈与税額(各年分の合計)
						評価額の減少割合 $\frac{②-①}{①}$		税負担の軽減割合 $\frac{④-③}{③}$	
愛知県	82歳	孫	12歳	東京都 大阪府	R1	37,500万円	6,465万円	12,194万円	524万円
		子(外1名)	44歳		R6	▲82.8% (①/② 5.80倍)		▲95.7% (④/③ 4.3%)	
高知県	49歳	子(外2名)	13歳	東京都	R4 R5	3,000万円	484万円	443万円	5万円
						▲83.8% (①/② 6.19倍)		▲98.7% (④/③ 1.3%)	
兵庫県	90歳	子(外2名)	50歳	東京都	R4	15,000万円	3,272万円	3,000万円(注2)	654万円(注2)
						▲78.2% (①/② 4.58倍)		▲78.2% (④/③ 21.8%)	

(注1)贈与者及び受贈者の年齢は、最初の年分の贈与時におけるもの  
(注2)受贈者は、相続時精算課税適用制度の適用者であり、①または②の各価額に対して20%の税率を乗じて計算

国税庁が問題視

贈与税の軽減割合が98%超の事例も

国税庁が13日に開催された政府税制調査会の専門委員会に「財産評価を巡る諸問題」と題する説明資料を提示した(11月17日号1面参照)。この中では、財産評価基本通達6項による評価について、評価方法の明確化等が要請されているとされている。一方、不動産や株式などの評価額を圧縮する租税回避等(スキーム)が広く利用されており、スキームに対しては6項などにより個別に対応せざるを得ない状況にあると説明。その上で、スキームの具体的な事例として、不動産小口化商品の贈与により相続税対策を行ったケースなどが挙げられた。同庁の問題意識が公にされたことで、事例で示されたものは今後、何らかの対策が講じられる可能性がある。

不動産小口化商品のスキームで実例示す

不動産小口化商品とは、特定の高額な不動産を小口化し、商品として投資家に販売しているもの。賃料等の利益は投資家に持分に応じて分配される。同庁が示した不動産小口化商品の贈与による相続税対策を行った事例は、68歳の贈与者Aが令和4年3月に販売会社から不動産小口化商品(信託受益権)を3000万円(取得

価額)で購入。5カ月後の4年8月に9歳の受贈者Bに通達評価額(信託受益権を路線価等で評価)の480万円で購入し、Bは5年2月に贈与を受けた不動産小口化商品を市場価格で売却(この売却時、取得価額とほぼ同額で現金化)したという。取得価額と通達評価額のかい離は2520万円、仮に現金で贈与をしていた場合(贈与税額1195万円)と実際に不動産小口化商品で贈与を受けた際の(贈与税額49万円)の税負担の差は1146万円だった。このほか、図のような三つの贈与事例も紹介されている。評価額の減少割合は8割前後、現金で贈与をした場合と比べた贈与税の軽減割合は最高で98%超にも上る。こうした驚くべき数値が政府税制調の場で複数の実例で

示された以上、本件がこのまま放置されるとは考えにくい。また、同資料では、評価通達6項を巡る4年4月19日最高裁判決を受けて区分所有不動産の評価の適正化を目的に制定され、6年1月から適用されている、いわゆるマンション通達が適用されない一棟貸賃マンションを相続開始の直前に駆け込み取得した事例も示されている(なお、本事例はマンション通達の制定前に相続が開始したものである)。

八面鏡

国土交通省は外国人による大規模な土地購入の実態を把握しようと、国土利用計画法の施行規則を改正し、取得者の国籍を自治体に届け出るよう義務づけた。安全保障や資源保全の観点から当然の動きといえる。土地取得者の背後が不明なままでは政策判断も遅れる。一方で、外国資本は観光や経済振興の重要な担い手でもある。国籍を届け出る仕組みは、不透明な資金流入を防ぎ、土地取引の健全化につながるだろう。★土地は国家の基盤である。今後は市場原理に委ねるだけでなく、土地取引の自由と公共性をいかに調和させるかが問われる。外国人による不動産取引やそれに係る課税のあり方も含め、適正な管理の仕組みを探る必要がある。国土を守りつつ、開かれた共生社会の構築に向けて、さらなる議論が待たれる。(〇)

自民税調が議論スタート

8年度改正に向けて会合相次ぐ

令和8年度税制改正に向けて、自民党税制調査会(小野寺五典会長)が議論をスタートさせた。20日の総会では、国と地方の財政状況、税収動向などが報告された。それに先立つ19日の勉強会では所得税、法人課税について、質疑応答や意見交換を実施した。所得税については、基礎控除等の控除額が定額であることから、物価上昇局面において控除額の実質価値が減少する、そのため、控除額の物価に連動した調整が必要であるとし

て、その趣旨を盛り込んだ7年度税制改正法の附則を確認した。また、低所得者層の税負担の配慮として、37万円の上乗せ特例があることなども説明。法人税関係では、特に研究開発税制が議論され、政府税制調査会において、現行制度は試験研究を実質的に増加させるインセンティブとして機能していないのではないかとの指摘がなされた。さらに、賃上げ促進税制において、教育訓練費が一定割合以上増加している場合には、一定の税額控除率の上乗せを認めようとする。会計検査院から、当該上乗せ措置について、教育訓練費の増加額を上回る税負担の軽減が行われておらず、適切ではない可能性を指摘している。自民税調は今後、複数回の会合を開き、来月中の税制改正大綱決定を目指す。

**プロコール PRO smart**

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!



プロコール PRO15 検 32.12.28 山本

プロコール smart24 電子申告済 32.12.28 東京税理士事務所

こころをひと押し SANBY サンビー株式会社

〒543-0031 大阪市天王寺区石ケ辻13番10号 ホームページアドレス https://www.sanby.co.jp/

お風呂の 芯体験

ふんだんに使った生薬が 身体の芯まで温める。

生薬の巡り湯

生薬はじめ有効成分が 溶け出し湯へ広がる。 温浴効果とともに、 巡れ、全身へ。

薬湯


気分を高めてくれる生薬とスパイシーローズウッドの香り。生薬配合により上質で贅沢なお風呂のひとつを楽しめます。保湿成分のホホバオイルが、お肌のきめを整えてくれます。

自然のあらゆる恵みを紡ぎ 人と社会を、あたためる。

松田医薬品株式会社

〒783-0052 高知県南国市左右山 229-1 TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

いつの時代にも 人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業 吉村建設工業株式会社

〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135 TEL.(075)802-1360 FAX.(075)802-1359 http://www.yoshimurakensetu.co.jp

政府税調専門家会合

雑損控除 控除順の入替えを議論

7年度改正法案の附帯決議に記載

13日に開催された政府税制調査会の活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合では、基礎控除等の適時の引上げに関する議論(11月17日号一面参照)のほか、雑損控除の控除順を入れ替えた場合のイメージが示された。事例では、雑損控除等の適用を人的控除等の後とした場合、現行制度の控除順の場合より2年目の課税所得金額が低くなる。雑損控除の控除順については、令和7年度税制改正法案に対する附帯決議において、人的控除の後に控除することができるとなどの検討を行い、その実現に努めることとされている。

除することができる。独立した所得控除の制度の創設等の対応を含め必要な検討を行い、その実現に努めることと記載されている。専門家会合で財務省が示した資料では、雑損控除の控除順を入れ替えると、凶のような影響があるとした。なお、雑損控除の控除順については、日本

技術研究組合が株式会社組織変更 税務上の取扱いを文書回答

東京国税局は10日、事前照会があった技術研究組合が株式会社組織変更をする場合の税務上の取扱いについて文書回答を公表した。照会事項は、技術研究組合が株式会社組織変更をする場合の税務上の取扱いについて、①本件組織変更前の事業年度で青色申告書の提出する事業年度において生じた欠損金額は、株式会社である当社の過去の事業年度において生じた欠損金額として当社の損金の額に算入される。②当社の資産及び負債につ

より手厚い控除可能性から見直しを要望しており、8年度税制改正に関する建議書では、

より生じた損失について、控除の順番を見直すことなどを求めている。

所得税の計算においては、納税者の担税力の基礎となる所得を求め、そこからさらに、世帯の事情等に応じて担税力を調整するため、人的控除等が適用される。その上で、雑損控除は、災害を含め、

雑損控除の控除順に係るイメージ

【数値例】

合計所得金額 500万円、雑損損失額 400万円、その他所得控除額(人的控除等) 200万円の場合。(おむね、給与収入700万円程度、夫婦片働き世帯の場合に相当)

例1：現行制度の控除順の場合

1年目：500万円 - 400万円 - 200万円 = 0万円 (合計所得金額) (雑損控除) (その他控除) (課税所得金額)  
2年目：500万円 - 200万円 = 300万円 (合計所得金額) (その他控除) (課税所得金額)

1年目で雑損控除400万円を控除しきれることとなり、2年目への繰り越しはない。

例2：雑損控除等の適用を人的控除等の後とした場合

1年目：500万円 - 200万円 - 300万円 = 0万円 (合計所得金額) (その他控除) (雑損控除) (課税所得金額)  
2年目：500万円 - 200万円 - 100万円 = 200万円 (合計所得金額) (その他控除) (繰越控除) (課税所得金額)

1年目の雑損控除適用額は300万円、2年目へ100万円繰り越されることとなり、例1の場合より2年目の課税所得金額は100万円低くなる。

重責にこたえるべく全力尽くす

9月17日開催の通常総会で全国間税会総連合会会長に就任した。現在、松竹代表取締役会長として活躍し、間税会との縁は、松竹(株)名誉会長の大谷信義氏が長年、全間連

の会長、名誉会長と務めてきたことにある。「長年にわたり当連合会を牽引されてきた諸先輩方のご尽力に、深く敬意を表するとともに、この重責にこたえるべく全力を尽くしたい」と抱負を語る。

全国間税会総連合会会長 さいこもと じゅんいち 迫本 淳一さん



果たすべき役割もますます高まってきているものと考えており、間税会の仲間を増やす取

異色の経営者だ。慶應大学を卒業後、松竹映画劇場(株)に入社するが、司法試験を目指し退社。弁護士資格を取

の再建のために呼び戻され、顧問

に就任。その後、16年に代表取締役社長、令和5年に代表取締役会長に就任した。

東京国税局は10日、人工衛星打上げ輸送サービスに係る消費税の取扱いについて文書回答を公表した。

東京局は、本件サービスは、「国内及び国内以外の地域にわたって行われる貨物の輸送に該当するとともに、輸出免税が適用されるとして、輸出税率が軽減される」と回答した。

人工衛星打上げの消費税で文書回答

東京局は、本件サービスは、「国内及び国内以外の地域にわたって行われる貨物の輸送に該当するとともに、輸出免税が適用されるとして、輸出税率が軽減される」と回答した。

東京局は、本件サービスは、「国内及び国内以外の地域にわたって行われる貨物の輸送に該当するとともに、輸出免税が適用されるとして、輸出税率が軽減される」と回答した。

東京局は、本件サービスは、「国内及び国内以外の地域にわたって行われる貨物の輸送に該当するとともに、輸出免税が適用されるとして、輸出税率が軽減される」と回答した。



もっと自由に もっと楽しく 日々を彩り 暮らしをデザインする 豊島 TOYOSHIMA ライフスタイル提案商社 www.toyoshima.co.jp



最高の新戦力。 どんどん三洋号が、面白くなる。 SANYO 本社：名古屋市千種区今池3-9-21 TEL (052) 733-3401

maruta 新しい物流サービスを創造していく service creation 丸太運輸株式会社 代表取締役社長 高村 重好 マルタスカイワーク 高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。 〒467-0856 愛知県名古屋市瑞穂区新開町22番20号 TEL (052) 872-3311 FAX (052) 871-1531 URL http://maruta.co.jp

# 与野党6党、ガソリン暫定税率廃止等で合意

## 年間1兆5000億円の税收減に 法人税関係租特の見直しなどで財源確保

与野党6党は5日、今年12月31日にガソリン税の暫定税率を、来年4月1日に軽油引取税の暫定税率をそれぞれ廃止することで合意した。各暫定税率を廃止すると、年間約1兆5000億円の税収が失われる。合意では、廃止のための安定財源の一部に充てるため、法人税関係租特特別措置の見直し、極めて高い所得の負担の見直し等の税制措置を検討し、今年末までに結論を得るとした。これとは別に自民党と日本維新の会は10月20日に締結した連立合意書に租特特別措置等を総点検し、政策効果の低いものは廃止することを盛り込んでおり、令和8年度税制改正の議論では租特特別措置の見直しが主要テーマの一つになりそうだ。

財務省の資料によると、5年度の法人税の租特特別措置による減収額は2兆8990億円程度(租特透明化法による適用実態調査を基に試算)に及ぶ。企業が好調なことを受けて減収額は前年度(4年度)から6000億円を占める。少し乱暴と、5年度の法人税の円程度増えた。この中で、最も減収額が大きいの研究開発税制で9479億円、次いで賃上げ促進税制の7278億円となっており、この二つの税制だけで、減収額の6割近くを占める。少し乱暴な見方になるかもしれないが、財源確保を目的に租特特別措置を見直すというのであれば、この二つを議論の対象から外すことは難しいだろう。

### 中小企業経営強化税制のQ&Aを更新

#### E類型で17問を新たに掲載

中小企業庁は14日、中小企業経営強化税制のQ&Aを更新した。令和7年度税制改正により経営規模拡大設備等(E類型)が拡充されたことなどに伴い、問答が追加等されており、E類型では新たに17問が掲載された。例えば、建物の供用事業年度の前年度に先行取得した機械装置等を、建物供用年度に当該建物に設置することを見込む場合、当該機械装置等を、経済産業局に提出する「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等」のうち経営規模拡大設備等に関する投資計画の承認申請書の設備投資の内訳(1)において、税制措置活用を想定している経営規模拡大設備等の欄に記載することは可能かという問いに対しては、新增設する建物に、経営規模拡大設備等の要件(導入予定の設備が売上高の増加に貢献する等)を満たす機械装置等を設置する場合であれば記載が可能としている。

### 「8年度税制改正に関する意見」を提出

租研 税と社会保障一体化の給付付き税額控除導入など



公益社団法人日本租税研究協会(宮永俊一会長)は17日、「令和8年度税制改正に関する租研意見」を片山さつき財務相に提出した二写真。

「租研意見」は、経済活力の強化、人口減少・少子化への対応、格差への対応、財政の健全化という観点から、あるべき税制について提言している。企業の競争力強化、生産性向上の観点から法人税の改革、働き方に対する中立性の確保、再分配機能の発揮の観点から所得税の改革、少子高齢化に対応した全世代型社会保障の財源として消費税率の引上げなどを求めている。

そのほか、負担能力に応じた公平な負担と給付を実現する観点から、税と社会保障を一体化した給付付き税額控除の導入、所得・資産の正確な把握と情報連携基盤の構築などの提言を盛り込んだ。

が目標を下回った場合については、投資計画の実施状況が目標を下回ることは、認定の取消要件とはなっていないと回答。ただし、認定を受けなかった経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業が行われていない場合は、認定を取り消すことがあるなどとした。

【開館時間】9時30分～16時30分  
【休館日】土・日・祝日・年末年始(臨時休館あり)

【所在地】埼玉県和光市南2-3-17 税務大学校和光校舎内  
【問合せ先】048-460-5300  
【租税史料室ホームページ】<https://www.ntago.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>  
【消費税中央セミナーを開催】全開連  
開講あいさつに立ち、その後、国税庁消費税室の日隠直樹消費税第二係長が講演した二写真。

また、高市政権では、新たに租特特別措置・補助金見直し担当相が設けられ、片山さつき財務相・金融担当相が兼務している。租特等の見直しに關連して片山財務相は10日の衆院予算委員会でも「政府内での体制づくり、検討スケジュール、総点検の対象範囲を含めた検討方法などの具体的な対応について作

昭と100年にちなんだ特別展示を実施  
税大租税史料室  
税務大学校租税史料室は、毎年テーマを決めて1年間、特別展示を開催している。今回の特別展示は、令和8年が昭和100年に当たることちなみ、「税務署の仕事から見た昭和と昭和前半期を振り返る」と題し、昭和の初めから

税庁創設までの歴史を紹介している。展示期間は、8年10月29日まで。「昭和の始まりと税務署」「戦時下の税務署」「戦後復興と国税庁の創設」の3つのコーナーに分けて展示している。なお、特別展示の内容については、租税史料室ホームページにも掲載している。租税史料室の詳細は次の通り。

【問合せ先】048-460-5300  
【租税史料室ホームページ】<https://www.ntago.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>  
【消費税中央セミナーを開催】全開連  
開講あいさつに立ち、その後、国税庁消費税室の日隠直樹消費税第二係長が講演した二写真。

【問合せ先】048-460-5300  
【租税史料室ホームページ】<https://www.ntago.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>  
【消費税中央セミナーを開催】全開連  
開講あいさつに立ち、その後、国税庁消費税室の日隠直樹消費税第二係長が講演した二写真。

【問合せ先】048-460-5300  
【租税史料室ホームページ】<https://www.ntago.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>  
【消費税中央セミナーを開催】全開連  
開講あいさつに立ち、その後、国税庁消費税室の日隠直樹消費税第二係長が講演した二写真。

【問合せ先】048-460-5300  
【租税史料室ホームページ】<https://www.ntago.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>  
【消費税中央セミナーを開催】全開連  
開講あいさつに立ち、その後、国税庁消費税室の日隠直樹消費税第二係長が講演した二写真。

【問合せ先】048-460-5300  
【租税史料室ホームページ】<https://www.ntago.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>  
【消費税中央セミナーを開催】全開連  
開講あいさつに立ち、その後、国税庁消費税室の日隠直樹消費税第二係長が講演した二写真。

【問合せ先】048-460-5300  
【租税史料室ホームページ】<https://www.ntago.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>  
【消費税中央セミナーを開催】全開連  
開講あいさつに立ち、その後、国税庁消費税室の日隠直樹消費税第二係長が講演した二写真。

【問合せ先】048-460-5300  
【租税史料室ホームページ】<https://www.ntago.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>  
【消費税中央セミナーを開催】全開連  
開講あいさつに立ち、その後、国税庁消費税室の日隠直樹消費税第二係長が講演した二写真。

【問合せ先】048-460-5300  
【租税史料室ホームページ】<https://www.ntago.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>  
【消費税中央セミナーを開催】全開連  
開講あいさつに立ち、その後、国税庁消費税室の日隠直樹消費税第二係長が講演した二写真。

【問合せ先】048-460-5300  
【租税史料室ホームページ】<https://www.ntago.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>  
【消費税中央セミナーを開催】全開連  
開講あいさつに立ち、その後、国税庁消費税室の日隠直樹消費税第二係長が講演した二写真。

【問合せ先】048-460-5300  
【租税史料室ホームページ】<https://www.ntago.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>  
【消費税中央セミナーを開催】全開連  
開講あいさつに立ち、その後、国税庁消費税室の日隠直樹消費税第二係長が講演した二写真。

【問合せ先】048-460-5300  
【租税史料室ホームページ】<https://www.ntago.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>  
【消費税中央セミナーを開催】全開連  
開講あいさつに立ち、その後、国税庁消費税室の日隠直樹消費税第二係長が講演した二写真。

【問合せ先】048-460-5300  
【租税史料室ホームページ】<https://www.ntago.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>  
【消費税中央セミナーを開催】全開連  
開講あいさつに立ち、その後、国税庁消費税室の日隠直樹消費税第二係長が講演した二写真。

【問合せ先】048-460-5300  
【租税史料室ホームページ】<https://www.ntago.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>  
【消費税中央セミナーを開催】全開連  
開講あいさつに立ち、その後、国税庁消費税室の日隠直樹消費税第二係長が講演した二写真。

**Kihara**  
Electric Appliance & Systems

**木原興業株式会社**

本社  
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701  
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店  
大阪市・今治市

ひろしま銘菓

**川通り餅**

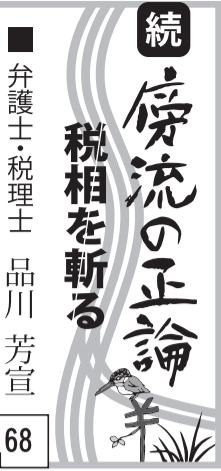
御菓子処 株式会社 **亀屋**

本社/広島市東区光町二丁目一十三  
☎082-261-4141(四二六)  
●直営店/ekie広島店  
☎082-261-0111

一日の終わりに、  
白岳KAORU星空士ポットルで  
癒しのひとときを。

高橋酒造株式会社 熊本県人吉市合/原町493番地  
tel.0966-24-7726(総機番)

お酒は楽しく適量を。飲酒は20歳になってから。



贈与税における「贈与」は、民法からの借用概念にはかならない。この点民法549条は、「贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」と定め、その形式は、口頭でも、書面でも良いこととされている。

ただし、民法550条は、「書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りではない。」と定め、口頭による贈与については、実際に贈与されるか否かが不安定である。

このような民法上の「贈与」の意義を相続税法において借用するにしても、贈与税の申告期限(贈与翌年の3月15日)や更正決定の期間制限(申告期限から6年)の問題があるから、「贈与」の時期を特定しておく必要がある。そこで、相続税法基本通達1の3・1の4共18(2)では、贈与の場合の財産取得の時期について、「書面によるものについてはその契約の効力の発生した時、書面によらないものについてはその履行の時」と定めている。

もっとも、このような取扱いのみでは、親族間の贈与のようにその時期が必ずしも明確にならない場合もある(ここで、相続税法基本通達1の3・1の4共11は、「所有権等の移転の登記又は登録の目的となる財産について1の3・1の4共18(2)の取扱いにより贈与の時期を判定する場合において、その贈与の時期が明確でないときは、特に反証のない限りその登記又は登録があった時に贈与があったものとして取り扱うものとする。」と定めている。

かくして、親族間で土地等を贈与するに当たって、書面の中でも最も信憑性の高い公正証書によって贈与契約書を作成し、かつ、受贈者の請求次第所有権移転登記する旨の特約を付し、

## 贈与と公正証書

当該公正証書作成の翌年(法定申告期限)の6年後(更正決定の期間制限後)に登記が行われた場合に、当該受贈者が贈与税の申告をしない限り、贈与税課税が出来ないのではないか、という問題が生じる。

この点について、名古屋地裁平成10年9月11日判決及び名古屋高裁平成10年12月25日判決の事案では、公正証書による不動産の贈与が行われ、かつ、受贈者が固定資産税を負担していたのであるが、公正証書作成8年後に所有権移転登記が行われた場合に、当該所有権移転登記時に贈与があったとする課税処分が行われ、当該処分の違法性が争われた。

前掲の両判決は、「本件公正証書は、本件不動産を贈与しても、贈与税の負担が課されないようにするために作成されたものであって、贈与者に本件公正証書の記載どおりに本件不動産を贈与する意思はなかったものと認められる」旨判示して、当該課税処分を適法と認めている。このような判決は、ほかにも相当数認められる。

ならば、公正証書によって贈与契約を締結しても、登記をしなければ課税されることはないことになるかと言えば、そうでもない。例えば、贈与税以外の税目の税務調査等において、親族間等において公正証書等による贈与契約書が発見すると、「書面による贈与が行われた」ということで、それを理由に贈与税の課税処分が行われることになる。そして、多くの判決が、当該公正証書等によって贈与が行われたものと認定し、そのような課税処分を適法と認めている(名古屋地裁昭和61年10月31日判決、東京地裁昭和57年3月2日判決、東京高裁昭和59年7月19日判決等)。

結局、贈与契約が公正証書等の書面による場合も、そのような書面によらない場合も、その事実関係に依りて、贈与税の課税処分が行われ、それを裁判所も適法と認める傾向にある。このことから、見方によっては、贈与税の課税を逃さないための御都合主義的な所も見受けられる。

もっとも、公正証書によって贈与契約を締結し、その契約どおり贈与税の申告をしない納税者に対して、裁判所も同情できないという「心証」が働いているのかも知れない。

は順調に回復し、以前の売上高を得ることができた。

- ① 売上高 Cが従事した期間は200万円の減収(2月分)
- ② 契約使用人Cに支払った給与 60万円(2月分)
- ③ ベビーシッターDに支払った給与 20万円(2月分)
- ④ 妻Bの専従者給与 30万円(2月分)



Aは、美容室を営む青色申告者ですから、事業所得の必要経費性を判定します。

損益についてみると、Cが従事した期間は、200万円の減収の上、Cに支払った給与と妻Bの専従者給与との開差30万円を併せると、通常時と比べ利益は230万円の減額となります。一方、Dが従事した期間に減収はなく、Dに支払った給与と妻Bの専従者給与の合計50万円が減額となります。つまり、結果だけを見れば、CよりもDに従事させたときの方が、業績は良好であったといえます。

②の給与は、諸事情があるにせよ、事業に従事する使用人Cに対して支払われた給与ですから、必要経費であることは疑いようがありません。一方、Dは、事業に直接従事する使用人ではありませんが、妻Bを事業に専従させるために必要な使用人です。そうであるなら、③の給与も、必要経費だといえるのでしょうか。

## どのような費用が必要経費に当たるのか

### 事業に直接従事しない使用人給与の必要経費性

## 必要経費を考える

### 所得税基本講座

■税理士 日高 大開

8

#### 必要経費の要件(1)

所得税法第37条第1項に規定する必要経費には、大別すると、「収入対応費用」と「期間対応費用」があるところ、ある費用が必要経費とされるためには、別段の定めには該当しない限り、これらのいずれかの費用に当てはまらなければなりません。そこで、次の事実関係のとき、どのような費用が必要経費になるのかを考えてみましょう。

#### 【事実関係】

税務署長から青色申告の承認を受けているAは、妻Bを青色事業専従者として美容室を営んでいる。A及び妻Bは、共にトップスタイリストとして、ヘアメイクに励んでおり、毎月の売上高は二人併せて平均300万円であった。当年、妻Bは出産し、出産した子の育児のため、しばらく休養せねばならなくなった。Aは、妻Bが休養中、月契約使用人としてCを雇うこととした。Cもトップスタイリストではあったが、妻Bが担う売上高には及ばなかった。そのため、Aは、Cとの契約を終了し、やむを得ずベビーシッターDを雇い、妻Bを業務に復帰させた。その結果、売上

電気設備設計・施工

株式会社 あいはら

代表取締役 宗政 亨

本社 北九州市八幡西区陣原2-3-4

☎(093)631-4936

関東支社 千葉県船橋市浜町2-16-8

☎(047)437-1151

千葉事業所・水島出張所・鹿嶋出張所

多様化する時代のなかで、「安全」「品質」「Compliance」「サービス」をモットーに顧客のいかなるご要望にお応えします。

松田産業株式会社

代表取締役社長 松田 健一郎

本社 〒804-0002 北九州市戸畑区大字中原46-111

TEL(093)872-5611代 FAX(093)872-5677

営業部 本社所在地

TEL(093)872-5411代 FAX(093)872-5677

TAKAMIYA

代表取締役会長 高宮俊諦

代表取締役社長 上田桂嗣

point / 関東・関西・山陽・山陰・四国・九州 (国内)68店舗  
フィットネスクラブ/さわらびF&Cクラブ

㈱タカミヤ本社: 北九州市八幡東区前田企業団地1-1  
TEL:093-661-3171 FAX:093-661-3175

スポーツ事業部: 北九州市八幡東区西本町4丁目13-5  
TEL:093-671-3800 FAX:093-671-3887

http://www.takamiya.co.jp/

# 裁決事例集

264

## 裁決のポイント

消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出期限日までに提出できなかったのは期中にインボイス発行事業者の登録申請を行い、納税義務者になったことが理由だと請求人が「やむを得ない事情」を主張も認めなかった事例。

審査請求人が消費税簡易課税制度選択不適用届出書について、その適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日(令和4年12月31日)までに提出できなかったのは、5年4月28日に適格請求書(インボイス)発行事業者の登録申請を行い、同年10月1日以降に消費税の納税義務者となった事情によるとして、同不適用届出書に係る特例承認申請をした。これに対し、原処分庁が当該事情はやむを得ない事情には当たらないとして申請の却下処分をしたため、請求人が処分の取消しを求めていた事案で、国税不服審判所はやむを得ない事情があったとは認められないとする裁決を下した(令和6年10月23日付、非公開裁決)。

## 基礎事実等

請求人は昭和47年2月15日に設立された楽譜および音楽関係図書の出版、販売等を目的とする法人であり、その事業年度は1月1日から12月31日までである。

請求人は平成17年2月28日に適用開始課税期間を17年1月1日から同年12月31日までとする簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した簡易課税制度選択届出書を原処分庁に提出した。

請求人は令和5年1月1日から同年12月31日までの課税期間(本件課税期間)に免税事業者であったところ、平成28年

編集部編

## 届出書の期限後提出巡りインボイス発行事業者登録が理由で「やむを得ない事情」を主張も認めず

税制改正法附則44条(適格請求書発行事業者の登録等)に関する経過措置(1)項の規定に基づき、消費税法57条の2(適格請求書発行事業者の登録等)1項の登録を受けるため、5年4月28日に同条2項に規定する登録申請書に同条1項の登録を希望する年月日欄を空欄(5年10月1日を希望する場合に記載不要)として、原処分庁に提出した。なお、登録申請書は3年10月1日以降に提出可能であった。

請求人は5年10月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けた。この結果、請求人は28年税制改正法附則44条4項の規定に基づき、本件課税期間のうち5年10月1日から同年12月31日までの期間において免税事業者ではなくなった。

請求人は本件課税期間の初日の前日である4年12月31日(本件提出期限日)までに、本件課税期間以後の課税期間について簡易課税制度の適用を受けることをやめようとする旨を記載した簡易課税制度選択不適用届出書(本件不適用届出書)を原処分庁に提出しなかった。

請求人は5年10月4日、本件不適用届出書を原処分庁に提出した。また、請求人は同日、消費税法37条8項および消費税法施行令57条の2第2項の規定に基づき、本件不適用届出書が本件提出期限日に原処分庁に提出されたものとみなす旨の承認を受けるため、同条3項の規定に基づき、「消費税簡易課税制度選択不適用届出に係る特例承認申請書」を原処分庁に提出した。

なお、同特例承認申請書には、本件提出期限日までに本件不適用届出書が提出できなかった事情として「令和5年4月28日適格請求書発行事業者の登録申請をしたため。」と記載されていた。

原処分庁は5年10月31日付で請求人に対し、前記申請書を却下する処分を行った。請求人は5年11月10日、本件処分不服があるとして審査請求をした。

争点は請求人が本件不適用届出書を本件提出期限日までに提出できなかったことについて、消費税法37条8項に規定する「やむを得ない事情」があるか否か。

## 請求人の主張

インボイス制度に係る法令上、①免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請をいつするかは自由であること、②免税事業者が当該登録申請を行うに当たり簡易課税制度の適用を受けないことを希望する場合、その適用を受けることをやめようとする本件課税期間の初日の前日(本件提出期限日)までに本件不適用届出書を提出しておくことは求められていないことに加え、③免税事業者である請求人が本件課税期間開始後に当該登録申請をする一方、本件課税期間から簡易課税制度の適用を受けないことを希望する場合、本件提出期限日までに本件不適用届出書を提出することは時系列的に不可能であることからすると、これを提出していなかったとしても、消費税法37条8項に規定する「やむを得ない事情」がある。

## 審判所の判断

本件不適用届出書の提出期限に係る法令の規定はインボイス制度が導入された前後を通じて変更されておらず、また、登録申請をするか否かおよびその申請の時期については納税者の選択に委ねられており、請求人は3年10月1日以降、登録申請を検討・実施することができた一方で、不適用届出書の提出についても検討・実施することができたのであり、請求人が本件提出期限日までに本件不適用届出書を提出しなかったことおよび本件課税期間開始後に登録申請をしたことは、いずれも請求人自身の判断によるものである。その結果、本件課税期間において請求人の意図とは別に簡易課税制度が適用されたとしても、当該結果は請求人において税法の不知・誤解等があったという主観的事実によるものにはすぎない。

したがって、請求人が本件不適用届出書を本件提出期限日までに提出できなかったことについて、消費税法37条8項に規定する「やむを得ない事情」があったとは認められない。

## 注目の二冊

所得税・個人住民税ガイドブック  
(令和7年12月改訂)

松岡 章夫/秋山 友宏  
山下 章夫/笹原 眞司 共著

個人の所得に対する所得税・住民税・事業税を、同じ所得区分、同じ項目ごとにまとめて記載、解説し、国税と地方税を一体で理解できるように編集。巻末に索引を設け、ますます便利にお使いいただけるのが本書。

今版では、物価上昇局面における税負担の調整等への対応による改正(所得税の基礎控除の引上げ、所得税及び住民税の扶養親族等の所得要件の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ及び特定親族特別控除の創設)のほか、子育て世帯に対する住宅税制の拡充、起業特例を含むエンジェル税制における再投資期間の延長など、令和7年度税制改正の内容を反映。

所得税と個人住民税の税額を一覧できる速算表を作成し、また、所得税と個人住民税の相違点を一覽で掲載。制度の仕組みを理解するための手引書として、解説には所得税法、地方税法等の根拠法令を引用し、また、税額計算の実務書として利用していただくために各種税額表等も収録。

A5判、532ページ。定価2530円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1411、FAX03-3829-4001)。



## 株式会社鍋島商店

代表取締役 鍋島正興

本社 北九州市門司区港町2番23号 ☎321-1431代表

## 鍋島物産株式会社

代表取締役 鍋島正憲

本社 北九州市門司区港町2番23号 ☎321-1261代表



## 株式会社 福田印刷

◆本社 〒800-0037 北九州市門司区原町別院3-5  
TEL: 093-371-3231 FAX: 093-371-5735  
◆東京 〒112-0012 東京都文京区大塚3-20-5 1008  
TEL: 0800-200-4060 FAX: 0800-200-4070  
e-mail: jf@jfc.co.jp

研磨材製品及び設備機器等卸売

## 株式会社 原田興産

代表取締役社長 原田幸典

本社 北九州市八幡西区東鳴水1丁目2番7号  
TEL (093) 631-0631 (代表)  
FAX (093) 632-1466

製造部 田川郡福智町神崎53番地1  
TEL (0947) 22-6115  
FAX (0947) 22-6114

# ふるさと納税 ユニークな返礼品を探る

■編集部編 8

佐賀県鹿島市を訪れると、目の前に広がるのは干満差日本一を誇る有明海。干満差は最大で6センチほどにも達し、干潮時は見渡す限りの干潟が姿を現す。このダイナミックな自然環境が育んできたのが、全国的にも珍しい生き物たちで、中でもひととき存在感を放つ魚が「ワラスボ」と「ムツゴロウ」。

同市のふるさと納税では、これらの珍魚とふれあえる漁体験が用意されており、ユニークな体験を通して有明海の自然を存分に味わうことができるのが大きな魅力だ。

ワラスボは「有明海のエイリアン」とも呼ばれる魚で、その見た目は一度見たら忘れられない。細長い体に歯がむき出しで、目は退化して頭部に黒い点が残っているだけ。どこかSF映画の怪物を思わせる。しかし、このワラスボは昔から親しまれてきたれっきとした地元の食材。干物として食されることが多く、新鮮なものは刺身や味噌汁の具として食べられることもあ

## ワラスボやムツゴロウの漁体験

佐賀県鹿島市 有明海の干潟で特別な時間を

る。ワラスボの漁体験では、潟スキーを使って干潟へ漕ぎ出し、なぎなたのような形をした道具「すぼかき」を使って、巣穴の間に差し入れ、ワラスボの体に引っかけて捕らえる「すぼかき漁」を体験できる。

一方、ムツゴロウは干潟の人気者。丸い目をびよこんと飛び出させ、干潟では胸びれを使って這い廻り、全身で跳ねるように移動する。1年のうちで最も活発に活動するのは初夏で、オスがメスの前で繰り返しジャンプして気を引く求愛行動は、有明海の風物詩。漁体験では、潟スキーに乗って干潟へ。長めの竿を使って、干潟の上で活動するムツゴロウに針を引っかけて捕る「むっかけ漁」にチャレンジできる。

これらの体験の魅力は、単に伝統漁を体験することだけにとどまらない。干潟に足を踏み入れると、泥に足を取られながら挑戦するうちに、子どものように夢中になって、気づけば泥まみれに。そんな体験を通じて、多様な生きものの宝庫となっている有明海を肌で感じることができる。

観光とは一味違うこの体験。泥まみれになって、ユーマラスでワイルドな海の生き物たちと遊ぶ時間は、都会では決して得られない特別な思い出になるはずだ。ふるさと納税をきっかけに、有明海の不思議な世界に足を踏み入れてみませんか。

今回は、判決と訴訟提起に関するデータを見てみたいと思います。

(判決と第一審発生件数)

下の表の「判決書」は、判決要旨から全部取消以外の判決書件数(徴収事件以外)を集計し、「第一審発生件数」は、国税庁の「統計年報」から訴訟提起された件数(課税関係十審判所関係を集計したものです。全部取消以外の判決書件数はH15年をピークに減少していることから、第一審発生件数も同様に減少傾向にあります。しかし、訴訟提起

された割合に同様の減少傾向は見られず、28年間の平均割合を計算してみると25・27%あり、判決後約4件に1件が次の争訟のステージに解決を求めています。

なお、28年間の第一審発生件数の総計は3,692件ですが、これを税目別に見ると、所得税1,731件(46・89%)、法人税872件(23・62%)、資産税547件(14・82%)、消費税215件(5・82%)、審判所関係68件(1・84%)、酒税18件(0・49%)、他の間接税7件(0・19%)、その他234件(6・34%)でした。

また、組織別に見ると、東京局1,323件(35・83%)、

大阪局700件(18・96%)、名古屋局379件(10・27%)、関東信越局373件(10・10%)、広島局194件(5・25%)、福岡局126件(3・41%)、熊本局124件(3・36%)、高松局122件(3・30%)、札幌局92件(2・49%)、仙台局92件(2・49%)、審判所68件(1・84%)、金沢局55件(1・49%)、沖縄所44件(1・19%)でした。

(第一審裁判所)

課税処分取消訴訟は、被告(国)の普通裁判所の

所在地(国)を当事者とする訴訟の代表者は法務大臣で、その所在地は法務省がある東京都千代田区霞が関1-1-1を管轄する地裁(東京地裁)、処分をした税務署長の所在地を管轄する地裁、原告の普通裁判所の所在地を管轄する高裁に提起することができます。

国税庁に開示請求した文書(課税事件訴訟事件一覧表)から、納税者が第一審で提訴した裁判所を集計し

## 判決の4件に1件が次の争訟ステージに 判決と訴訟提起に関するデータを分析

年度	判決書	第一審発生件数
H9	706	160
H10	799	147
H11	649	149
H12	759	129
H13	777	170
H14	789	182
H15	814	231
H16	759	282
H17	582	132
H18	642	172
H19	555	132
H20	572	142
H21	555	162
H22	572	153
H23	578	164
H24	478	146
H25	372	101
H26	296	77
H27	375	80
H28	328	91
H29	371	83
H30	404	95
R1	353	96
R2	272	69
R3	282	77
R4	373	87
R5	296	100
R6	464	83
総計	14,772	3,692

てみたところ、確認できた事件数は776件あり、上位5位は、東京地裁422件(54・38%)、大阪地裁95件(12・24%)、名古屋地裁40件(5・15%)、福岡地裁32件(4・12%)、神戸地裁30件(3・87%)でした。

東京地裁が5割強を占める結果となっていますが、その理由としては、行政事件を専門に扱う部があることや、租税事件を専門に扱う法律事務所が東京に集中していることなどがあると考えられます。

国税庁に開示請求した文書(課税事件訴訟事件一覧表)から、納税者が第一審で提訴した裁判所を集計し

てみたところ、確認できた事件数は776件あり、上位5位は、東京地裁422件(54・38%)、大阪地裁95件(12・24%)、名古屋地裁40件(5・15%)、福岡地裁32件(4・12%)、神戸地裁30件(3・87%)でした。

東京地裁が5割強を占める結果となっていますが、その理由としては、行政事件を専門に扱う部があることや、租税事件を専門に扱う法律事務所が東京に集中していることなどがあると考えられます。



太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5事務年度の印紙税の調査において発見された収入印紙の貼付不足等の不足税額になります。

答え =   億円

ナンプレの予想難易度：8

			9	6				
9	6		7					4
		5		A	4	3		
		7	2	4				3
4	2					1		7
6				5	7	2		
		4	3				5	
5					2		3	9
			B	7	1			

### 応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ [quiz@zaikyo.or.jp](mailto:quiz@zaikyo.or.jp)

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 11月30日(日)

前回の答え     場

内航海運業

# 吉賀海運株式会社

北九州

代表取締役 吉賀 正

TEL (093)771-2655

営業種目

屋内屋外配線工事一式  
各種電機諸機械修理製作販売  
消防用設備の保管理



# 株式会社 朝日電機工業所

北九州市若松区桜町3番23号

TEL (093)761-4519 FAX (093)761-4510

